文部省による歌曲への制限と認可――学校でうたえた歌とは

須田珠牛

キーワード: 校歌 文部省訓令第七号 歌曲認可 文部省図書局 「唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜 |

はじめに

近年、学校内で慣行的にみられる「モノ」や「活動」を通じて、教育や社会の事実史を明らかにする研究が盛んに行なわれている。少し例をあげてみると、佐藤秀夫による一連の研究(『教育の文化史』阿吽社、2004-2005年)をはじめ、『運動部活動の戦後と現在―なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか』(中澤篤史、青弓社、2014)や『ブルマーの謎〈女子の身体〉と戦後日本』(山本雄二、青弓社、2016年)、『セーラー服の誕生―女子校制服の近代史』(刑部芳則、法政大学出版局、2021年)等の研究がみられる。

学校は、国家によって定められた法規に基づいて、さまざまなことが詳細に決められている場である。その一方で、存在が義務づけられていないにもかかわらず、慣行的に学校に存在してきた「モノ」や「活動」がみられる場でもある。すなわち、学校内に見られる「モノ」や「活動」のなかには、法令や制度に準拠することなく、しかし一方で、至極当然のように受容されながら、存在し続けているものがある。本稿では、こうした「モノ」や「活動」のなかから、学校でうたわれる歌、なかでも校歌を取り上げたい。

校歌が制定され、最初にうたわれる場となるのは、言うまでもなく学校である。日本の学校教育制度は、周知のように1872(明治5)年に公布された「学制」をはじまりとする。学校教育が開始する明治以前には、とりわけ文字文化が浸透していない社会では、声明や隠れキリシタンのオラショの例にみるように、歌は、それぞれの共同体のなかで効率的に知識を伝達・貯蔵する手段として機能してきた。一方、明治以後においては、「歌曲ヲ唱フコト」(「小学校教則大綱」文部省令第十一号、1891年11月17日公布)、すなわち歌をうたうことが、学校教育の一教科として設けられたことで、人々は、同じリズム、同じ音程で、「声を合わせてうたう」能力を獲得していった。「学制」公布時に、学校における音楽教育の必要性が示されたことにより、今日に至るまで、歌をうたうという行為が学校教育を通じて教授されるようになったが、昭和戦前期までの日本の学校においては、学校内で何をうたうのかということに対して、

学校側の裁量は、ほとんど認められていなかったといっても過言ではない。 学校での教育を統轄していた文部省が、1891(明治24)年以降、複数回にわ たって法令を公布することで、学校内でうたう歌に対して、制限をかけていた からである。

本稿では、文部省が学校でうたう歌を制限するための法令をはじめて公布 した1891(明治24)年から昭和戦前期までを射程に入れ、文部省はどのよう な法令を公布することで、学校内でうたう歌に対して制限をかけたのか、さ らにまた、文部省内のどの部署が法令の対応にあたっていたのかを明らかに する。これらの作業を通して、学校でうたう歌、なかでも校歌という歌が、 文部省、ひいては国家とどのような関係にあったのかを検討していくことに したい。

1. 文部省による歌曲への制限

既述のように、文部省は1891(明治24)年に公布した文部省訓令第二号を 皮切りに、公布した時期に差はあるものの、大学、高等学校、専門学校を除 く学校種に対して、学校内で「唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜」に文部大臣の認可 を義務づける法令を公布している。表1は、文部省が公布した関連法令をま とめたものである。表1の「文部大臣の認可を必要とする範囲」の欄に示した ように、1891 (明治24) 年10月8日に文部省訓令第二号が公布された時点で は、文部大臣の認可を必要とするのは、「小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行 フノ際、唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜」、すなわち三大節(紀元節、天長節、一 月一日)をはじめとする各祝祭日に、小学校で執り行う儀式のなかでうたう 歌曲に対してのみであった。1891 (明治24) 年6月17日に公布された「小学 校祝日大祭日儀式規程」(文部省令第四号)では、紀元節、天長節、元始祭、 神嘗祭、新嘗祭、孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭、一月 一日の各日に、「学校長、教員、及生徒一同、式場ニ参集シテ儀式ヲ行」い、 かつ「学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」(『官報』 第3288号、1891年6月17日) ることが定められている。文部省訓令第二号を 公布した背景には、「小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ執行スルニ当リテハ、 生徒ノ志気ヲ鼓舞シ、忠君愛国ノ情操ヲ養成スルニ足ルベキ歌曲、即チ国歌 ノ如キモノヲ採択セザルベカラザルハ勿論ナリ」(『大日本帝国雑誌』第110号、 1891年10月15日、593頁)という当時の文部大臣・大木喬任の主張があった のであるが、実際に「其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」ることが出来 た学校は、そう多くなかったことが推察できる。

表1 文部省が公布した「唱歌用二供スル歌詞及楽譜」に関する法令一覧(『官報』より作成)

公布年月日	法令名	対象	法令の内容	文部大臣の認可を必要と する範囲
1891 (明治24) 年 10月8日	文部省訓令第二号	小学校	小学校二於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際、唱歌 用ニ供スル歌詞及楽譜ハ、特ニ其採択ヲ慎ムベキ モノナルヲ以テ、北海道庁長官府県知事ニ於テ予 メ本大臣ノ認可ヲ経ベシ、但文部省ノ撰定ニ係ル モノ、及他ノ地方長官ニ於テー旦本大臣ノ許可ヲ 経タルモノハ、此限ニ在ラズ	小学校における祝日大祭日儀式 でうたう歌曲
1893 (明治26) 年 10月20日	文部省訓令第十号	小学校	文部大臣ノ検定ヲ経タル小学校唱歌教科書中ノ歌 詞及楽譜 ハ北海道庁長官府県知事ニ於テ明治 ニ十四年文部省訓令第二号ノ手続ヲ要セズシテ小 学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際、唱歌用ニ供セシムルコトヲ得	小学校における祝日大祭日儀式 でうたう歌曲
1894 (明治27) 年 12月28日	文部省訓令第七号	小学校	小学校二於テ唱歌用二供スル歌詞及楽曲ハ、本大臣ノ検定ヲ経タル小学校教科用図書中二在ルモノ、又ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ、及他ノ地方長官ニ於テ本大臣ノ認可ヲ受ケタルモノゝ外ハ採用セシムベカラズ、但他ノ地方長官ニ於テー旦本大臣ノ認可ヲ経タルモノハ此限ニ在ラズ	小学校でうたうすべての歌曲
1931 (昭和6) 年 9月10日	文部省令 第二十一号 (小学校令施行規則 第五十三条ノニ)	小学校	唱歌用ニ供スル歌詞及楽曲ハ、文部省ノ撰定ニ係ルモノ、前条ニ依り府県知事ノ採択シタル小学校教科用図書中ニ在ルモノ、及其ノ採用小学校ニ関係アルモノニシテ府県知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノノ外採用スルコトヲ得ズ	小学校でうたうすべての歌曲
1939 (昭和14) 年 8月24日	文部省令 第四十九号	師範学校 中学校 高等女学校 実業学校 青年学校	師範学校、中学校、高等女学校、実業学校、並青年学校二於テ唱歌用二供スル歌詞・楽曲ハ、文部省ノ 撰定又ハ制定ニ係ルモノ、文部大臣ノ検定シタル 教科用図書中ニアルモノ、及其ノ採用学校ニ特ニ 関係アルモノニシテ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認 可ヲ経タルモノタルベシ	師範学校・中学校・高等女学校・ 実業学校・青年学校でうたうす べての歌曲
1941 (昭和16) 年 3月14日	文部省令 第四号 (国民学校令施行 規則 第三十六条)	国民学校	歌詞楽曲ハ、教科用図書中ニ掲グルモノノ外ハ、 文部大臣ノ撰定シタルモノ、若ハ其ノ図書ニ付検 定シタルモノ、又ハ当該学校ニ特ニ関係アルモノ ニシテ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル モノタルベシ	国民学校でうたうすべての歌曲
1943 (昭和18) 年 3月26日	文部省令 第十二号	青年学校	(文部省令第四十九号の一引用者)「師範学校、中学校、高等女学校、実業学校、並」ヲ削ル 附則 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス	青年学校でうたうすべての歌曲

そもそも日本の学校における音楽教育は、1872 (明治5)年の「学制」公布時に、教科として「唱歌」と「奏楽」が設けられたことをはじまりとするが、これらの教科には「当分之ヲ欠ク」「当分欠ク」との但し書きが添えられ、内実は伴っていなかった。小学校において、「唱歌」が必修の教科目となるのは、1907(明治40)年の小学校令改正であるが、この時点でさえ、「附則」に「唱歌ハ(中略)当分ノ内、之ヲ欠クコトヲ得」(『官報』第7115号、1907年3月21日)と記され、小学校によっては実施しないことが認められていた。「附則」の

内容が削除され、小学校での「唱歌」の授業が完全に必修となるのは、1926 (大正15)年になってからのことである。

各府県の『学令彙纂』や『学事法令』をみていくと、祝日大祭日儀式につい て、次のような法令が公布されている。例として、『訂正増補愛媛県学令彙纂』 の「小学校祝日大祭日儀式施行ニ関スル準備及順序 | (1892 (明治25)年3月 公布 訓令第十五号)と『岐阜県小学校学事法令』の「小学校祝日大祭日儀式 次第」(1900(明治33)年1月27日公布 岐阜県令第四号)を挙げたい。

郡役所 市役所 町村役場 市町村立公立小学校 明治廿四年(六月)文部省令第四号小学校祝日大祭日儀式規程ニヨリ 小学校祝日大祭日儀式施行ニ関スル準備及ビ順序、左之通之ヲ定メ本年 四月一日ヨリ施行ス

(中略)

第二条 儀式ヲ行フニハ左ノ順序ニ拠ルベシ、但唱歌ヲ課セザル学校ニ 於テハ当分第五ヲ省クコトヲ得

(中略)

五 学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス(傍 線筆者、以下同様)

(「小学校祝日大祭日儀式施行ニ関スル準備及順序」『訂正増補愛媛県学令彙纂』、 1893年、101-103頁)

第一条 式場ハ学校内適当ノ場所ニ設ケ儀式ヲ行フニハ厳粛ヲ旨トシ其 儀式ニ相応スル装置ヲ為スベシ

第二条 紀元節天長節元始祭神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於ケル儀式ヲ行フニ ハ左ノ次第二依ルベシ

(中略)

十 唱歌合唱(紀元節以下其祝日大祭日ニ相応スル歌曲)

(中略)

第十一条 唱歌ヲ課セザル学校ニ於テハ第二条乃至第四条ノ儀式次第中 ノ唱歌合唱ヲ省クコトヲ得

(「小学校祝日大祭日儀式次第」『岐阜県小学校学事法令』1902年、193-200頁)

上記の法令にみるように、府県によっては「唱歌」の授業を実施していない 学校への配慮として、祝日大祭日儀式の最中、「唱歌」の「合唱」については実 施しないことを法令で認めていた。文部省側としても、文部省訓令第二号の 第二項を「前項唱歌用ノ歌詞及楽譜ハ漸次文部省ニ於テ撰定頒布スベシ」と していることからもうかがえるように、そもそも同訓令公布時点では祝日大 祭日儀式で何をうたわせるべきかという具体的な見通しは立っていなかった。 だが、そうかと言って、仮に祝日大祭日儀式で「唱歌」の「合唱」をするのであれば、学校には「国歌ノ如キモノヲ」選択させ、間違っても「杜撰ノ歌曲ヲ用フル」ような事態にならないよう「取締ランガ為メ」に、文部省は訓令第二号を発したのである(前掲『大日本帝国雑誌』593頁)。

祝日大祭日儀式は、参列にあたり「髪ヲ理メ、爪ヲ剪リ、湯ニ浴シ、身体ハ務メテ清潔ニシテ出席スベキコト」(新潟県教育会編「祝日大祭日ノ儀式ニ参列ノコト」『新潟県尋常師範学校附属小学校単級成績報告書』1894年、62-63頁)と説かれたり、「学校職員市町村長及学事関係吏員ハ必ズ礼服ヲ着用スベシ」(県令第十号「小学校祝日大祭日儀式ニ関スル順序」『山梨教育彙纂』1892年、31-33頁)、あるいは「儀式ニ列ナル者ハ礼服ヲ着用スベシ、但羽織袴、若クハ制服、若クハ「フロツクコート」ヲ代ヘ用フルコトヲ得」(県令第二十五号「小学校祝日大祭日儀式ニ関スル次第」『現行宮崎県令達彙纂 中巻』1910年、17-18頁)と参列時の服装に至るまで詳細に規定されていたことからも垣間見えるように、日常とは完全に切り離された儀式であった。したがって、儀式のなかでうたう「唱歌」の選択を文部省が野放しにすることなく、むしろ完全に取り締まろうとしたのは、当然の措置ともいえよう。

ところが、1894 (明治27) 年になると、文部省は、小学校祝日大祭日儀式 でうたう「唱歌」にとどまらず、文部省は小学校内でうたうすべての歌曲に対 して、制限を設けるようになる。すなわち、1894(明治27)年12月28日に発 せられた文部省訓令第七号では、①文部大臣ノ検定ヲ経タル小学校教科用図 書中ニ在ルモノ、②文部省ノ撰定ニ係ルモノ、③地方長官ニ於テ文部大臣ノ 認可ヲ受ケタルモノ、以外の歌曲は学校で採用してはならないと定められ、 文部省から小学校に対する歌曲の取り締まりが、より一層、厳重をきわめる ことになったのである。同訓令が公布された1894 (明治27) 年時点では、 1881 (明治14) 年から1884 (明治17) 年に、日本で最初の「唱歌 | 教材として 文部省が発行した唱歌集である『小学唱歌集』(初編・第二編・第三編)と、 1887 (明治20) 年に同じく文部省より発行された『幼稚園唱歌集』、1893 (明 治26) 年8月12日公布の文部省告示第三号によって制定された「祝日大祭日 歌詞並楽譜」、すなわち祝日大祭日儀式唱歌8曲(《君が代》、《勅語奉答》、《一 月一日》、《元始祭》、《紀元節》、《神嘗祭》、《天長節》、《新嘗祭》)があった。『小 学唱歌集』や『幼稚園唱歌集』に採録された歌曲、もしくは祝日大祭日儀式唱 歌のみをうたうのであれば、文部省訓令第七号による制限は、各小学校に とって何ら関与のない法令であったが、他の唱歌集に採録された歌曲や各学 校が個別に制定した校歌を学校内でうたうことを希望するのであれば、各小 学校は、その小学校が設置されている道府県の長官、もしくは知事経由で、 あらかじめそれをうたってよいか否かの判断を文部省に仰がなければならな くなったのである。文部省に判断を仰ぐ際の手続きについては、文部省訓令

第七号が公布されてからおよそ2ヵ月後の1895(明治28)年1月16日に、文部 次官から各地方長官に宛てて、次の通牒が出されている。

小学校唱歌用歌詞及楽譜採用方伺出ノ節原本添付ノ件

客年文部省訓令第七号ニ依リ小学校ノ唱歌用ニ供セントスル歌詞及楽譜 ニ就キ、文部大臣ノ認可ヲ受ケラルゝ場合ニハ、其歌詞及楽譜ノ原本壱 部ヲ添付シ、御同出相成度此段及御通牒候也

(文部省普通学務局編『文部省普通学務局例規類纂第二編』1896年、24頁)

上記の通牒に記されているように、小学校でうたう歌曲に対して、文部大 臣の認可を受けようとする場合には、その歌曲の歌詞と楽譜を一部ずつ添付 し、文部省に送付することとされていた。当初は幾分と簡略な手続きしか示 されていなかったが、その後、1929(昭和4)年4月17日になると、文部省図 書局より各地方庁に向けて、「小学校唱歌用歌詞楽譜採用認可申請様式」と題 された次の通牒が発せられている。

小学校唱歌用歌詞楽譜採用認可申請ノ場合、其ノ歌詞楽譜ヲ記載セル書 類ノ形式不完全ノタメ調査上不便少カラザルニ付自今別記各項ニ依リ整 理ノ上、御差出相成度此段予メ通牒ス

歌詞ニ付テ

- 一、作歌者ノ氏名ヲ明記スルコト
- 二、歌詞ハ楽譜面ニ仮名ニテ記入スル外、漢字交リニテ別記スルコト
- 三、歌詞ノ別記ニ別紙ヲ用フルトキハ美濃判大ノモノタルコト
- 四、歌詞ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記載シ、歌詞中ノ漢字ハ振仮名ヲ付 スルコト
- 五、校歌ニハ其ノ校名(何尋常高等小学校等)及所在ノ郡市町村名ヲ記ス ルコト
- 六、歌詞ニハ成ルベク説明書ヲ添付スルコト
- 七、副本ヲ添付スルコト

楽譜ニ付テ

- 一、作曲者ノ氏名ヲ明記スルコト
- 二、拍子記載ハ数字ニテ表ハスコト(4/4ノ如シ)
- 三、楽譜用ノ五線紙ハ成ルベク美濃判ノモノヲ用フルコト
- 四、音符記載ハ其ノ位置ヲ明瞭ニ正確ニ記載スルコト
- 五、歌詞ハ交互ニ片仮名平仮名ヲ用ヒ其ノ全部ヲ明瞭ニ記載スルコト
- 六、副本ヲ添付スルコト(音符ノ位置等、往々正本ト相違ノモノアルニ付 注意ノコト)

(文部大臣官房文書課編『文部省例規類纂昭和四年』1930年、7-8頁)

1929(昭和4)年に出された通牒では、歌詞と楽譜を提出する際の用紙の大きさが指定されていたり、楽譜上の歌詞の記載方法について、1番は片仮名、2番は平仮名で書くことが求められたり、さらには原本の他に写しも提出するよう指示がされていたりと、1895(明治28)年に出された通牒と比べると、随分と内容が詳細にわたっている。なかでも、「歌詞ニ付テ」の五項目に、「校歌ニハ其ノ校名(何尋常高等小学校等)及所在ノ郡市町村名ヲ記スルコト」とあるのは、校歌の申請について、文部省がはじめて具体的に指示をしたという点で注目に値する。本項目が設けられていることから、同時期には、自校の校歌に対して、文部大臣の認可を得るべく、申請する学校が増加傾向にあったこと、さらには、校歌を制定し、学校内でうたっているにもかかわらず未だ文部大臣の認可を得ていない場合は、速やかに申請し、審査を経て、認可を得るよう、各学校に命じたともとれよう。

表2は、学校内でうたうすべての歌曲に対して、文部大臣の認可が必要となった文部省訓令第七号が公布された1894(明治27)年から、文部省訓令第

表2 文部大臣による歌曲認可件数の推移

(杉沢2010、1-81頁、及び伊藤2011、1-69頁より作成)

認可年	校歌	校歌以外	合計	校歌の割合(%)
1894年	0	0	0	0.0
1895年	0	95	95	0.0
1896年	0	62	62	0.0
1897年	1	0	1	100.0
1898年	0	5	5	0.0
1899年	1	53	54	1.9
1900年	1	1	2	50.0
1901年	1	25	26	3.8
1902年	3	66	69	4.3
1903年	5	25	30	16.7
1904年	6	23	29	20.7
1905年	3	7	10	30.0
1906年	7	5	12	58.3
1907年	6	4	10	60.0
1908年	15	3	18	83.3
1909年	19	2	21	90.5
1910年	22	7	29	75.9
1911年	13	3	16	81.3
1912年	25	4	29	86.2
1913年	35	3	38	92.1
1914年	31	3	34	91.2
1915年	22	4	26	84.6
1916年	55	11	66	83.3
1917年	45	7	52	86.5
1918年	35	5	40	87.5

認可年	校歌	校歌以外	合計	校歌の割合(%)
1919年	48	12	60	80.0
1920年	31	12	43	72.1
1921年	23	8	31	74.2
1922年	13	7	20	65.0
1923年	28	5	33	84.8
1924年	37	3	40	92.5
1925年	34	6	40	85.0
1926年	37	22	59	62.7
1927年	31	92	123	25.2
1928年	40	90	130	30.8
1929年	75	59	134	56.0
1930年	86	6	92	93.5
1931年	82	8	90	91.1
1932年	124	12	136	91.2
1933年	115	7	122	94.3
1934年	140	6	146	95.9
1935年	200	7	207	96.6
1936年	177	8	185	95.7
1937年	170	6	176	96.6
1938年	137	5	142	96.5
1939年	167	9	176	94.9
1940年	435	48	483	90.1
1941年	246	22	268	91.8
1942年	1	0	1	100.0

表1に示したように、1939 (昭和14) 年8月24日には文部省令第四十九号が公布され、それまで小学校に対してのみであった制限が、中等学校にも拡大されている。1939年から1942年までの各年の校歌認可件数の内訳は次の通りである。1939年:167のうち小学校116、中等学校51、1940年:435のうち小学校172、中等学校263、1941年:246のうち小学校・国民学校157、中等学校89、1942年:1のうち中等学校1。

七号と同様に、学校内でうたうすべての歌曲に制限をかけた文部省令第 二十一号(小学校令施行規則第五十三条ノニ 1931(昭和6)年9月10日公布)、 文部省令第四号(国民学校令施行規則第三十六条 1941(昭和16)3月14日公 布) が効力を有した期間に、文部大臣の認可を受けた件数を、校歌と校歌以 外の歌曲に分けて、年ごとに示したものである。文部大臣の認可を受けた歌 曲は、『官報』、もしくは『文部時報』のどちらか、あるいはその両方に曲名が 掲載されることになっていた。

表2からうかがえるように、1894 (明治27) 年に文部省訓令第七号が発せら れてからしばらくの間は、校歌以外の歌曲の認可が大半を占めていたが、 1900年代後半あたりになると、徐々に校歌の認可件数が、校歌以外の歌曲の 認可件数を逆転するようになっている。文部省図書局が通牒内で「校歌 | を申 請する際の手続きについて記した1929(昭和4)年は、埼玉県から申請された 校歌以外の歌曲19曲と千葉県から申請された校歌以外の歌曲35曲が、それ ぞれまとめて「同管内各小学校用唱歌トシテ採用」(『官報』第817号、1929年 9月17日、『官報』第869号、1929年11月20日)を認可されている」。こうした 経緯により、校歌の認可件数自体は、1894(明治27)年以降、1929(昭和4) 年までの期間でもっとも多かったものの、全体に占める校歌認可件数の割合 自体は、5割を少し上回る程度であった。くわえて、前年である1928(昭和3) は、東京高等師範学校附属小学校唱歌研究会が「蒐集したる唱歌集」に採録 された「一千六百有余曲の中から厳選し」、「百一曲だけを文部省の認可を仰 ぐ手続を採つた」結果、「昭和三年三月十四日附指令で(中略)七拾一曲が漸く 認可され」 たこと (唱歌研究会 「文部省認可歌曲」 『教育研究』 第326号、1928年 5月1日、112-116頁)、さらにまた、島根県から申請された校歌以外の歌曲 15曲が「松江市立各小学校用唱歌トシテ採用」(『官報』第363号、1928年3月 16日)を認可されたことにより、校歌以外の歌曲の認可件数が突出した。ま た前々年の1927(昭和2)は、奈良県から申請された校歌以外の歌曲84曲が 「同管内小学校用唱歌トシテ」(『官報』第158号、1927年7月9日) 認可されて いる。1927(昭和2)年から1929(昭和4)年にかけては、例外的に校歌以外の 歌曲の認可件数が多いが、それらの年を除くと、1900年代以降はいずれの年 も、全体のうちの校歌の認可件数の割合が6割以上を占めるのが常態となり、 1930(昭和5)年以降に至っては9割を超えるようになっている。

校歌以外の歌曲の認可が下火となっていった背景として、東京高等師範学 校附属小学校内の初等教育研究会が発行した『教育研究』には、次の3つの理 由が挙げられている。第一は「検定を出願することは著作の芸術的自尊心を 傷ける様に思はれていること」、第二は「検定を出すれば明治四十四年八月文 部省告示第二百十五号の検定出願教科用図書の標準定価に依て、極て低廉に 規定されて著作者の甚だしき不利益となること」、そして第三は「現状の如く

校歌以外の歌曲として、この他に1929 (昭和4)年には《秩父郡の歌》(秩父郡 各尋常高等小学校用唱歌)、《木の葉舟》 《靴が鳴る》(呉市二河尋常小学校用唱 歌)等も認可されている(『官報』第681 号、1929年4月10日、『官報』第755号、 1929年7月6日)。

前述の訓令(文部省訓令第七号—引用者)の制限が何ら効力なきに於ては誰が好んで検定出願を為すものがあらうか」という疑点である(初等教育研究会編「小学校歌唱用歌詞及歌曲の採用手続の改正を望む」第299号、1926年2月1日、1-2頁)。第二の理由に挙げられている「明治四十四年八月文部省告示第二百十五号」とは、次の内容の告示である。

自今検定出願教科用図書ノ定価ハ凡ソ左ノ標準ニ従フベシ 小口一枚ニ付、菊判金四厘以内、四六判金三厘五毛以内、但シ地図図書 帖ハ小口一枚ニ付、菊判金壹銭以内、四六倍判金壹銭五厘以内 前記ノ標準ニ依リ難キ場合ニハ予メ見本ヲ文部省図書局ニ差出シ許可ヲ 受ケテ定価ヲ定ムベシ

(『官報』第8453号、1911年8月24日)

一概には言えないが、たとえば、当時の歌曲集の値段をみてみると、文部 省告示第二百十五号が出された同年である1911(明治44)年に、音楽雑誌『音 楽界』にたびたび広告が掲載されている『古今名曲集』(音楽社)は、一冊が「定 価五十五銭 | となっている。同集は、「高等小学校及び中等諸学校教科用、又 は家庭娯楽用小音楽会の演奏用に最も適す」とされた「菊判」の「名曲集」で あり、1910(明治43)年に発行された(『音楽界』第4巻第4号、1911年4月1日、 頁数記載なし)。小口枚数は40である。したがって、仮に、同集を文部省に申 請し、文部大臣の認可を得て「教科用図書 | となった場合、同告示に記された 「小口一枚二付、菊判金四厘以内 | で計算すると、「定価五十五銭 | よりも随分 と低廉な価格がついてしまうことになったのである。しかも、第三の理由に 挙げられているように、法令で定められてはいたものの、遵守しなかったか らといって罰せられることはなかったため、唱歌の授業を行なうにあたって 児童・生徒にうたわせる歌曲は、「実際には右の訓令(文部省訓令第七号一引 用者)を無視して、制限外のものを採用してゐるものも少くな」かった(前掲、 初等教育研究会編『教育研究』2頁)。文部省に申請し、文部大臣の認可を受け ると、販売を目的とした歌曲集等の場合には非常に廉価になってしまうこと、 さらにまた、法令を遵守せずとも唱歌の授業の実施には支障を来さなかった こと、こうした理由が相俟って、形式的には学校内でうたうすべての歌曲を 取り締まるための法令であった文部省訓令第七号と同訓令を引き継いだ文部 省令第二十一号、文部省令第四十九号、文部省令第四号は、実質的には各学 校で制定された校歌に認可を下すための法令として機能することになったの である。

2. 認可にあたった部署

ところで、申請された歌曲を管理し、認可を行なっていたのは、文部省内のどこの部署だったのだろうか。各学校が校歌をはじめとする歌曲を申請し、文部大臣の認可を得るにあたっては、各道府県の長官、あるいは知事が仲介となり、学校と文部省のあいだで、図1のような文書が交わされた。ただ、これらの文書は、現在では、散逸により各道府県の公文書館等には保存されていないケースが非常に多く、保存されているのは東京都や京都府などのごく一部の都府県の公文書館に限られている。さらにつけ加えると、たとえ歌曲認可に関する文書が保存されていたとしても、全ての文書が保存されているとは限らず、断片的にしか保存がないケースも多いことから、全容を把握するのはなかなか困難である。表3は、東京都、及び京都府の公文書館に所蔵された歌曲認可に関する文書のなかから、文部省からの返信文書を抽出し、申請した学校や文書の返信者の役職、氏名等をまとめたものである。





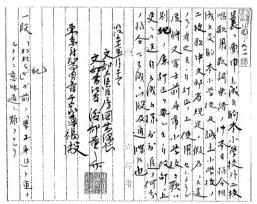


図1 申請校より送付された校歌の歌詞・楽譜と文部省より送付された訂正指示の文書 (「市立小学校唱歌用歌詞楽譜認可ノ件(誠之小学校他校歌の件文部大臣より指令に付東京市役所へ認可)」 東京都公文書館所蔵)

表3 歌曲認可に関する返信文書に関する一覧

(東京都公文書館、京都府立京都学・歴彩館所蔵の行政文書より作成)

では	中華校 中華老	中きましょるのか	返信者	
返信日	申請校・申請者	申請した歌曲	所属・役職	氏名
	駒本小学校	校歌		
1904年 1月22日	誠之小学校	校歌	文部大臣官房図書課長 文部書記官	渡部菫ノ介
	富士前尋常小学校	校歌		
1906年 6月15日	根岸尋常高等小学校	校歌	文部大臣官房図書課長 文部書記官	渡部菫ノ介
1908年 3月16日	麹町尋常高等小学校	校歌	文部大臣官房図書課長 文部書記官	渡部菫ノ介
1909年12月15日	東陽尋常小学校	校歌	文部大臣官房図書課長 文部書記官	渡部菫ノ介
1911年 9月23日	本郷尋常小学校	校歌	文部省図書局長	渡部菫ノ介
1919年 2月28日	明化尋常小学校	校歌	文部大臣官房図書課長 文部書記官	渡部菫ノ介
1924年 8月 6日	本郷区市立小学校長代表 千駄木尋常小学校長(鈴木常太朗)	東京市本郷区市立小学校 児童用歌詞楽譜	文部省図書局長	西河龍治
1930年11月25日	芳林尋常小学校	校歌	文部省図書局長	芝田徹心
1931年11月27日	窪町尋常小学校	校歌	文部省図書局長	芝田徹心
1933年 5月23日	昭和尋常小学校	校歌	文部省図書局長	芝田徹心
1938年 4月12日	女子師範学校附属小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1938年 4月12日	一橋第三尋常小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1938年 5月19日	何鹿郡西八田尋常高等小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1938年10月 6日	竹早尋常小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1938年10月14日	小日向尋常小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1939年 1月18日	加佐郡物成尋常小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1939年 2月22日	千駄木尋常小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1939年 6月27日	室町尋常高等学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1939年 9月30日	格致尋常小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1939年12月 8日	綴喜郡大住尋常高等小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1940年 1月29日	与謝郡吉津尋常高等小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1940年 4月 9日	久世郡佐古尋常高等小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1941年 1月13日	船井郡川邊尋常高等小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1941年 3月31日	加佐郡八雲尋常高等小学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1941年 5月27日	朱雀第一国民学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1941年 5月27日	郁文国民学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1941年 7月19日	府立第三中夜間中学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1941年 8月19日	天田郡細見国民学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1941年12月21日	与謝郡養老国民学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1942年 1月14日	綴喜郡田原村維孝国民学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1942年 1月30日	府立東舞鶴高等女学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1943年 1月18日	大谷高等実業女学校	校歌	文部省図書局長	(記載なし)
1944年 3月21日	誠国民学校	校歌	文部省国民教育局長	(記載なし)

表3に示したように、1904 (明治37)年から1909 (明治42)年までの期間と1919 (大正8)年は、文部大臣官房図書課長・文部書記官によって各学校宛てに返信が送られている。また、1911 (明治44)年と1924 (大正13)年から1943 (昭和18)年までの期間は文部省図書局長から、1944 (昭和19)年は文部省国民教育局長から返信が送付されている。表1に示した歌曲認可に関する一連

の法令からは、文部省内のどこの部署が歌曲認可に関する業務を担っていた のかについての手掛かりを得ることは困難であるが、返信文書の返信者から 文部大臣官房図書課、文部省図書局、文部省国民教育局が担当していたとみ て、間違いないだろう。

くわえて、文部大臣官房図書課、文部省図書局、文部省国民教育局の事務 分堂の内容も、これらの局課が歌曲認可に携わっていたことを裏づけるもの といえる。表4は、文部省分課規程に示された文部大臣官房図書課、文部省 図書局、文部省国民教育局の事務分掌の内容と文部省内の局課組織の変遷を まとめたものである。京都府の公文書館に保存された歌曲認可に関する文書 によれば、各小学校から文部省に申請された歌曲は、「教科用図書」として扱 われていた。表4に記した事務分掌の内容をみていくと、「教科用図書」の「認 可」に関しては、1903 (明治36)年12月以降は文部大臣官房図書課が、1911 (明治44)年5月以降は文部省図書局が、1913(大正2)年6月以降は文部省普 通学務局が、1916 (大正5) 年6月以降は再び文部大臣官房図書課が、そして 1920 (大正9) 年4月から1943 (昭和18) 年10月までは文部省図書局が、1943 (昭和18)年11月以降は文部省国民教育局が掌っている。文部省普通学務局 が担当していた期間については、東京都と京都府の公文書館には文書の保存 がないが、それ以外の期間については、表3に示した返信者の所属と「教科用 図書」の「認可」を担当していた局課が一致している。

表4 大臣官房図書課、図書局、国民教育局の事務分掌内容と文部省内の局課組織の変遷

(『官報』、及び『学制百年史(資料編)』1972年、320-342頁より作成)

期間	局課組織	文部省分課規程における図書課、図書局、普通学務局、国民教育局の事務内容
1903年	1 大臣官房	第一条 図書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
12月4日~	(1)秘書課	一 教科用図書ニ関スルコト
	(2) 文書課	一 教育上必要ナル図書ノ編纂ニ関スルコト
	(3) 会計課	三 参考図書/管理ニ関スルコト (「文部省分課規程改正 『官報』 1900年4月4日、第5023号)
	(4) 図書課	(八八郎自乃縣が住め上][日代][1000十十万十日、お5025万万
	(5)建築課	
	2 専門学務局	
	3 普通学務局	
	4 実業学務局	
1911年	1 大臣官房	第五条 図書局二第一課第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
5月9日~	2 専門学務局	第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
	3 普通学務局	一 国定教科用図書ノ編修二関スルコト
	4 実業学務局	二 諸学校教科用図書ノ編修ニ関スルコト 三 教育上必要ナル図書ノ編修及翻訳ニ関スルコト
	5 図書局	一
	(1)第一課	第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
	(2) 第二課	一 国定教科用図書/発行ニ関スルコト
		二 諸学校教科用図書ノ発行二関スルコト
		三 教科用図書調査委員ニ関スルコト
		四 国語/調査ニ関スルコト 五 参考図書/管理ニ関スルコト
		一
		(「文部省分課規程中改正」『官報』1911年5月11日、第8363号)

期間	局課組織	文部省分課規程における図書課、図書局、普通学務局、国民教育局の事務内容			
1913年	1 大臣官房	第三条 普通学務局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム			
6月13日~	2 専門学務局	第一課二於テハ左ノ事務ヲ掌ル(中略)			
	3 普通学務局	第二課二於テハ左ノ事務ヲ掌ル			
	4 宗教局	── 一 国定教科用図書ノ編修及発行ニ関スルコト ── 二 諸学校教科用図書ノ編修、発行、検定、認可ニ関スルコト			
		三 教育上必要ナル図書ノ編修、翻訳及発行ニ関スルコト			
		四 教科用図書調査委員ニ関スルコト			
		第三課二於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)			
		(「文部省分課規程改正」『官報』1913年6月18日、第265号)			
1916年	1 大臣官房	文部省分課規程第一条中大臣官房二 図書課 ヲ加へ、 従来普通学務局第二課ニ於テ掌レル 図書ノ編輯、			
6月14日~	(1)秘書課	発行、検定及び教科用図書調査委員二関スル 事務ヲ同課ニ於テ分掌セシメ (中略) 施行セリ			
	(2)文書課	「文部省分課規程中改正」『官報』1916年6月16日、第1162号)			
	(3)会計課				
	(4)建築課				
	(5) 図書課				
	2 専門学務局				
	3 普通学務局				
	4 宗教局				
1920年	1 大臣官房	第三条ノ三 図書局二第一課、第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム			
4月27日~	2 専門学務局	教科用図書ノ調査、検定及認可ニ関スルコト			
	3 普通学務局	第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)			
	4 実業学務局	── 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル ── 国定教科用図書ノ発行ニ関スルコト			
	5 図書局	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
	(1)第一課	三 教科用図書ノ調査、検定及認可ニ関スルコト			
	(2)第二課	四 他課ニ属セザル事務			
	6 宗教局	一(「文部省分課規程中改正」『官報』1920年5月13日、第2332号)			
1924年	1 大臣官房	第三条ノ三ヲ第五条ニ改メ、「 第一課」ヲ「編修課」ニ、「第二課」ヲ「発行課」ニ改ム			
12月22日~	2 専門学務局	(「文部省分課規程中改正」『官報』1924年12月25日、第3704号)			
	3 普通学務局				
	4 実業学務局				
	5 図書局				
	(1)編修課				
	(2)発行課				
	6 宗教局				
1940年	1 大臣官房	「発行課」ノ下二「及国語課」ヲ加へ(中略)左ノー項ヲ加フ			
11月28日~	2 専門学務局	国語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル			
	3 普通学務局	一 国語/調査二関スルコト			
	4 実業学務局				
	5 社会教育局	一 国品督政会 - 関スルコー (「文部省分課規程中改正」『官報』1940年11月30日、第4171号)			
	6 図書局				
	(1)編修課				
	(2)発行課				
	(3) 国語課				
	7 宗教局				
	8 教育調査部				
	9 教学局(外局)				

1 大臣官房 2 専門学務局	第七条 図書局二総務課、第一編修課、第二編修課及国語課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
2 専門学務局	
	総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
3 普通学務局	一 図書局所管/総合事務ニ関スルコト 二 教科用図書/発行及供給ニ関スルコト
4 実業学務局	一 教代用図音/先刊及供和一阕ペルコド 三 国民学校、青年学校、中等学校及高等諸学校教科用図書/調査、検定及認可二関スルコト
5 社会教育局	四 初等普通教育ニ関スル教員用参考図書/審査ニ関スルコト
6 体育局	五 教科用図書調査会ニ関スルコト
7 図書局	六 法人二関スルコト
(1)総務課	七 他課ニ属セザル事務 (中略)
(2)第一編修課	第一編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略) 第二編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)
(3)第二編修課	国語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)
(4) 国語課	(「文部省分課規程中改正」『官報』1942年5月11日、第4597号)
8 宗教局	
9 教育調査部	
10 教学局 (外局)	
1 大臣官房	第八条 図書局二総務課、第一編修課、第二編修課及国語課ヲ置ク
2 総務局	総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
3 専門教育局	一 図書局所管/総合事務ニ関スルコト 二 教科用図書/発行及供給ニ関スルコト
4 国民教育局	一
5 教学局	四 初等普通教育ニ関スル教員用参考図書ノ審査ニ関スルコト
6 科学局	五 教科用図書調査会ニ関スルコト
7 体育局	六 法人二関スルコト
8 図書局	七 他課ニ属セザル事務 第一編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)
(1)総務課	第二編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略) 第二編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)
(2)第一編修課	国語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル(中略)
(3) 第二編修課	(「文部省分課規程改正」『官報』1942年11月2日、第4744号)
(4) 国語課	
9 教化局	
1 大臣官房	第四条 国民教育局ニ総務課、中等教育課、青少年教育課、第一編修課及第二編修課ヲ置ク
2 総務局	総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)
3 専門教育局	中等教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略) 青少年教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)
4 国民教育局	第一編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
(1)総務課	一 国民学校教科用図書ノ編輯ニ関スルコト
(2)中等教育課	二 青年学校教科用図書ノ編輯ニ関スルコト
(3) 青少年教育課	三 中等学校教科用図書ノ編輯ニ関スルコト
(4)第一編修課	四 盲学校及聾唖学校教科用図書ノ編輯二関スルコト 五 国民学校、青年学校及中等学校教科用図書ノ調査、検定及認可二関スルコト
(5)第二編修課	第二編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)
5 教学局	(「文部省分課規程中改正」『官報』1943年11月4日、第5044号)
6 科学局	
7 体育局	
1 大臣官房	第五条 国民教育局ニ師範教育課、国民教育課及図書課ヲ置ク
2 学徒動員局	師範教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略) 国民教育課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (中略)
3 専門教育局	図書課ニ於テハ左ノ事務ノ掌ル 図書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
4 国民教育局	一 師範学校、青年師範学校、中等学校、国民学校、及聾唖学校ノ教科用図書ノ編輯ニ関スルコト
(1)師範教育課	二 教員養成諸学校、中等学校、国民学校及青年学校ノ教科用図書ノ調査、検定及認可ニ関スルコト
(2)国民教育課	三 教科用図書ノ発行及供給ニ関スルコト
(3)図書課	四 初等普通教育ニ関スル教員用参考図書/調査ニ関スルコト
5 教学局	五 出版事業令ニ関スルコト 六 教科用図書調査会ニ関スルコト
	6 体育局 7 図書局 (1)総務課 (2)第一編修課 (3)第二編修課 (4)国語課 8 宗教局 9 教育高部 10 教学局局 10 教学局 5 教育所 6 科学局 7 体育局 8 図書局 (1)総務課 (2)第一編修課 (3)第二編修課 (4)国語課 9 教化局 房 2 総務局 3 専門教育局 4 国民教育局 1 大臣官房 2 総務高 3 専門教育局 (1)総務課 (2)第一編修課 (3)第二編修課 (4)国語課 9 教化局 房 (2)第一編修課 (3)第二編修課 (4)国語課 9 教化局 房 1 大臣官房 2 総務局 3 専門教育局 (1)総務課 (2)申年教育局 (1)総務課 (2)申年級修課 (3)第二編修課 (4)第二編修課 (5)第二編修課 (5)第二編修課 (5)第二編修課 (4)第一編修課 (5)第二編修課 (4)第一編修課 (5)第二編修課 (4)第一編修課 (5)第二編修課 (4)第一編修課 (5)第二編修課 (4)第一編修課 (5)第二編修課 (4)第一編修課 (5)第二編修課

学校が自校の校歌を文部省に申請した場合、認可にあたっては、歌詞と楽譜の両方に対して審査が行なわれたが、実際には、楽譜に対しての訂正は記譜上の指摘にとどまるものがほとんどであり、歌詞に対する訂正の方が圧倒的に多くを占めていた(嶋田1987、17-18頁、須田2020、169-173頁)。とりわけ、「文部省規定ノ仮名ニ違ノモノ有之候ニ付訂正ノ上使用セシメラレ度」(駒本小学校・誠之小学校校歌に対する文部省からの返信文書)という指摘からみてとれるように、仮名遣いに関しては、1900(明治33)年8月21日に公布された小学校令施行規則に基づき、厳しく取り締まっていたことがうかがえる2。

表5に示すように、歌曲の認可件数の増加と連動して、とりわけ1930年代後半以降は図書局の人員数も増加していった。ただ、各年度の文部省職員録を見る限りでは、歌曲認可に関する業務を担っていた局課に、楽譜の審査を担当することが可能な人員が配置されているとは限らなかったようである。楽譜の審査に関しては、外部に委託していた可能性も十分に考えられるが、審査結果のとりまとめや申請校との文書のやりとりに関しては、文部省内の大臣官房図書課(~1911(明治44)年5月)、図書局(~1913(大正2)年6月)、普通学務局(~1916(大正5)年6月)、大臣官房図書課(~1920(大正9)年4月)、図書局(~1943(昭和18)年11月)、国民教育局において、業務が担われていたことが指摘できよう。

表5 1920年度から1943年度にかけての文部省図書局の人員数の推移

(『日本帝国文部省年報』、『大日本帝国文部省年報』、『文部省年報』より作成)

年度	人員数
1920年度	25
1921年度	28
1922年度	38
1923年度	32
1924年度	28
1925年度	26
1926年度	26
1927年度	25

年度	人員数
1928年度	45
1929年度	48
1930年度	46
1931年度	46
1932年度	47
1933年度	46
1934年度	46
1935年度	45

年度	人員数
1936年度	75
1937年度	73
1938年度	64
1939年度	79
1940年度	88
1941年度	92
1942年度	(記載なし)
1943年度	103

おわりに

本稿では、明治期から昭和戦前期までの期間を射程に入れ、文部省が公布 した法令に着目することで、学校でうたう歌曲に対していかなる制限がかけ られていたのか、さらにまた法令に関する業務を文部省内のどの部署が担っ ていたのかを検討してきた。

2

1900(明治33)年8月21日に公布された小学校令施行規則(文部省令第十四号)では、仮名遣いに関して第十六条で次のように定められている。「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名、及其字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依り、又漢字ハ成ルベク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ選ブベシ」(『官報』第5141号、1900年8月21日)。

文部省は1894(明治27)年以降、学校内でうたうすべての歌曲に対して文 部大臣の認可を必要とする法令を出し、各学校で制定された校歌もまた、そ の対象として管理下に置かれることとなった。文部省が認可を下すにあたっ ては、当然、それぞれの申請された歌曲に対して審査が行なわれたが、審査 の際に訂正の指示が出されたのは、校歌をはじめ、各学校で制定された朝礼 歌、朝会歌、行進歌等であった。他方、既に出版されている歌曲集や唱歌集 に掲載された歌曲を申請した場合は、訂正指示が出されることはなく、結果 は、認可・不認可のいずれかであった。

文部省側としては、校歌の制定を義務づけることは一切しなかったが、各 学校の校歌の存在を否定することもなかった。それどころか、むしろ認可を 下すにあたって煩雑な審査が必要となるにもかかわらず、1929(昭和4)年に は校歌について記した通牒を全国に向けて発している。すなわち、文部省と しては、認可を下すというかたちで自らの管理下に置くものの、各学校が独 自に校歌をはじめとする歌を作成し、制定することは認めていた。文部省の こうした姿勢こそが、今日あたりまえのようにみられる「一学校一校歌 | とい う構図をつくりだす大きな原動となったとも考えられよう。

本稿では、学校でうたう歌曲認可を担当した局課において、どのくらいの 人員が認可に関わる業務に割かれていたのか、さらには誰が審査にあたって いたのかを明らかにするには至らなかった。この点についての史料の精査、 並びに具体的な論証は別稿を期すことにしたい。

参考文献

定期刊行物(雑誌、官報等)については、本文中に示すにとどめた。

伊藤潮 『文部省による 『全国校歌等の歌曲認可状況一覧』』2011年、私家版

嶋田由美「小学校校歌制定に関する研究――明治後期における東京府内小学校校歌制定過程の分 析を通して | 『音楽教育学』 第16号、1987年、16-27頁

杉沢盛二 『戦前の歌曲認可制度に関する研究』2010年、私家版

須田珠生『校歌の誕生』2020年、人文書院